

日本学生支援機構 給付奨学金の自宅外月額認定を受ける際の留意事項について

日本学生支援機構の給付奨学金が大学入学後に自宅外（下宿先）からの通学を予定しており、「自宅外月額」での支給を希望する場合は、「自宅外通学であることの証明書類」の提出が必要となります。

今後、提出が必要な書類における留意事項について、以下のとおりお知らせいたしますので、必ず事前に確認しておいてください。

○すでに高等学校等で給付奨学生採用候補者となっている方（予約採用）

→「給付奨学生採用候補者のしおり」の12～13ページにて、自宅外通学の認定要件を今一度ご確認ください。

○入学後に給付奨学金の申請を予定している方（在学採用）

→下記URLより、自宅外通学の認定要件を確認してください。

日本学生支援機構ホームページ「自宅外通学の取扱いについて」

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>)

給付奨学金申請時に「自宅外通学」を選択した方は、**正式に奨学生となった後に**、以下の書類の提出が必要となります。（提出日時は後日指示します。）

なお、「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」月額での振り込みとなります。

※自宅外月額での振り込みは、「自宅外通学であることの証明書類」（日本学生支援機構指定の様式+以下に挙げる賃貸借契約書等の証明書類）を提出し、日本学生支援機構による審査が不備なく終了した後になります。審査終了（認定）後の奨学金振込日に、自宅外通学と認定された月からの差額がまとめて振り込まれます。

1. 学生寮以外（アパート等）に居住予定の方

賃貸借契約書で、次に挙げる事項が記載されているページのコピーの提出が必要となります。

- ・ 契約書名、契約期間、借主・貸主の氏名、入居者、家賃月額、物件の所在地が記載されているページ
- ・ 契約日の記載及び貸主・借主・連帯保証人の署名と押印がなされているページ

※借主が奨学生本人でない場合には、追加での証明書類提出が必要となる場合がありますので、**奨学生本人名義で賃貸借契約を結ぶことをお勧めします。**

※「重要事項説明書」については、上記の事項が記載されていても不備となりますので、必ず「賃貸借契約書」のコピーを提出してください。

2. 学生寮（新樹寮）に入寮予定の方

本学の「新樹寮」に入寮予定の方の入寮証明書については、五福キャンパス学生支援課で準備しますので、入寮許可通知等の証明書類の提出は不要です。（日本学生支援機構指定の様式の記入・提出は必要です）